

# カンボジア法制度整備支援の歩み

国際協力部教官

伊藤 みずき

## 第1 はじめに

カンボジアでは、1975年から1979年までのポル・ポト政権下における知識人の粛正により、政権崩壊後まで生き延びた法律家は十人にも満たなかったとされている。その後も内戦が1991年まで続き、長い紛争と混乱により、国内の法・司法制度は破壊され、深刻な法曹人材不足の状態にあった。1990年代から、カンボジアの復興・再建に向けた取組がなされる中で、日本の法制度支援は開始された。

法務省法務総合研究所国際協力部（以下「当部」という。）は、2001年の創設以来、20年にわたってカンボジアの法制度整備支援に関わってきた。本稿では、当部創設20周年の節目に、これまでのカンボジアの法制度整備支援を振り返ることとしたい。

限られた紙面の都合上、20年以上にわたる法制度整備支援の歴史について詳細を記述することは叶わず、当部が協力したJICA（独立行政法人国際協力機構）のプロジェクトを中心に、その概要を紹介するに留まるが、ご容赦いただければ幸いである。

なお、本文中意見にわたる部分は、筆者の私見である。

## 第2 カンボジア法制度整備支援プロジェクトの概要

### 1 法制度整備プロジェクト（フェーズ1～3／1999年3月～2012年3月）

#### (1) フェーズ1（1999年3月～2003年3月）

1996年から、JICA（独立行政法人国際協力機構）による支援の枠組みで、法務省は、日弁連、最高裁と合同でカンボジアにおける法・司法分野の研修を開始し、その後、カンボジア政府の要請を受け、1999年に司法省をカウンターパートとする法制度整備プロジェクトが開始された。

同プロジェクトのフェーズ1では、民法及び民事訴訟法の起草とともに、司法・立法分野の人材育成を行った。

カンボジアにおける民法及び民事訴訟法の起草に当たっては、カンボジアにおいて起草をすることができる人材が不足していたために、日本側に設置された民法作業部会及び民事訴訟法作業部会<sup>1</sup>がそれぞれ第一次ドラフトを作成したが、その起草プロセスは、日本側が起草した法案を一方向的にカンボジア側に引き渡すというよ

<sup>1</sup> 民法作業部会の部会長は森嶋昭夫名古屋大学名誉教授、民事訴訟法作業部会の部会長は故・竹下守夫一橋大学名誉教授であり、両名は、カンボジア政府より勲章を授与された。森嶋教授がカンボジアのスグム司法大臣（当時）から支援を依頼された後に法制度整備支援プロジェクトが開始された経緯や、起草作業等の詳細はICD NEWS第7号「カンボディア民法・民事訴訟法起草支援、その画期的な成果」（2003年1月）参照。

うなものではなく、まさにカンボジア側と日本側の「共同作業」であった。

すなわち、作業部会が起草した第一次ドラフトについて、カンボジア側は本邦研修やワークショップ等を通じてドラフトについて理解した上で議論を重ね、カンボジアの現状等について日本側に情報を提供するとともにコメントを提供し、それと並行して、長期派遣専門家とクメール語の法律用語を検討して確定する作業を行った。そして、作業部会は、カンボジア側のコメントを踏まえ、最終ドラフトを作成してカンボジア側と検討し、法案を完成させ、2003年3月に司法省に引き渡された。

当時他国のドナーが行っていた起草支援は、ドナー側が起草した法案をカンボジア側に引き渡すという方法で行われるのが通常であり、それと異なる「共同作業」による日本の起草支援の方法に対しては、起草開始当初、カンボジア国内において懐疑的・批判的な見方もあったが、最終的には、カンボジア側の理解を深めながら起草を進めるといふプロセスの有効性について、カンボジア政府内でも認識されるようになり、高く評価された<sup>2</sup>。

当部の創立は、フェーズ1開始後の2001年4月であり、それ以後、カンボジアの起草担当者等を日本に招へいして実施する本邦研修等に協力した<sup>3</sup>。

## (2) フェーズ2（2004年4月～2008年4月）

フェーズ1終了の1年後に開始したフェーズ2においては、①民法・民事訴訟法案の立法化支援、②両法案の関連法令整備、③立法に関わる人材を中心とする能力育成を柱とする活動が行われた。

立法化支援については、カンボジア司法省が閣僚評議会立法化委員会、省庁間会合、国民議会及び上院の審議において法案内容を説明して議論を主導し、カンボジア側において対応することが難しい場合には日本側がサポートするという形で行われた。

立法過程において、アジア開発銀行（ADB）等の支援を受けて起草された土地法及び担保取引法に起草中の民法草案の規定と抵触する規定が含まれていたことから、カンボジア政府内だけではなく、他の支援機関との調整が必要となった。カンボジア側の要請を受けて日本側がADBと協議を実施するなどし、その調整には多大な労力を要した<sup>4</sup>。

民事訴訟法は、2006年7月に公布、2007年7月に適用が開始され、民法は、2007年12月に公布され、フェーズ3開始後の2011年12月に適用が開始された<sup>5</sup>。フェーズ1が開始してから、民事訴訟法は約8年、民法は約12年を

<sup>2</sup> 2007年1月に実施された第8回法整備支援連絡会におけるアン・ヴォン・ワッタナ司法大臣による基調講演参照（ICD NEWS第31号（2007年6月）9～14頁）。

<sup>3</sup> 例えば、フェーズ1の終了直前である2003年3月には、立法過程の審議等に対応することが予定されていた司法省の担当者等の能力向上を目的とした本邦研修が実施された（ICD NEWS第11号（2003年9月）「カンボジア研修（2003年3月）における新たな試み」参照）。

<sup>4</sup> 詳細については、JICA「カンボジアにおける法整備支援の軌跡—民法・民事訴訟法等起草支援の経緯と方法論—」（坂野一生氏の調査結果を取りまとめたプロジェクト研究）39頁～43頁参照。

<sup>5</sup> カンボジア憲法第93条1項では、国王の審署により公布された法律は、原則としてプノンペン市においては国王の

経て適用が開始されたことになる。

フェーズ2において起草された民法及び民事訴訟法の関連法令としては、執行官法、人事訴訟法、民事過料手続法、民事非訴訟事件手続法、裁判寄託省令案及び民法の適用に関する法律等が挙げられ、人事訴訟法、民事過料手続法、民事非訴訟事件手続法、裁判寄託省令及び民法の適用に関する法律についてはフェーズ2の期間中ないしフェーズ3開始後に成立した。

また、司法関係者の民法及び民事訴訟法に対する理解を深めるために、民法逐条解説、民事訴訟法要説及び法令用語集等が作成され、これらは、裁判官等司法関係者に広く配布された。

### (3) フェーズ3（2008年4月～2012年3月）

2008年から開始されたフェーズ3においては、民法及び民事訴訟法の関連法令の起草・立法化を支援するとともに、司法省が民法・民事訴訟法及び関連法令に関する知識を司法関係者に普及し、他省庁所管の関連法令との調整を適切に行えるようになることを目指した活動が実施された。

フェーズ3からは、カンボジア側が自立的に起草・立法作業を行えるようになることを重視し、それまで日本側を中心として行ってきた起草作業の軸足をカンボジア側に移すという体制の変更がなされ、フェーズ1から起草作業を担当していた司法省次官等の監督下で司法省の職員が中心となって起草作業を担い、若手人材の育成も図られた。

これは、フェーズ1から引き続いてフェーズ2においても立法作業を担当していた司法省の中核的メンバーの知識と能力の向上は目覚ましく、それ故、そのような一部の限られた優秀な人材に業務が集中し、プロジェクト活動に支障が生じるという問題があり、若手人材の育成の重要性が意識されたことによるもので、大きな転換であったといえる。

フェーズ3においては、そのような新たな体制の下、カンボジア側が主体的に作業を行い、民事訴訟法関連の不動産登記共同省令（司法省と国土管理都市計画建設省（以下「国土省」という。）との共同省令）、裁判官の填補に関する司法省令、手数料及び訴額算定基準に関する改正省令等が起草され、発令された。

また、民事関連法の普及のための現地におけるセミナーについては、従前は長期派遣専門家が講義を担当していたが、カンボジア側のプロジェクト活動のメンバーが講師を務め、セミナーが実施されるようになった。

---

審署の日から10日後に、その他の地域においては審署の日から20日後に、自動的に施行されることになっているところ、付属法令の整備等に必要の準備期間を設けるため、公布とは別に「適用」という概念を作り出して、適用までの期間に、それぞれ民法及び民事訴訟法に必要な関連法令の整備がなされた。

## 2 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ1～2／2005年11月～2012年3月）

前記の法制度整備プロジェクトフェーズ2及び3と並行して、裁判官・検察官養成校（Royal School of Judges and Prosecutors, 以下「RSJP」という。）が、裁判官・検察官養成のために必要な民法及び民事訴訟法に関する教育を実施できるようになることを目的とするプロジェクトが実施された。日本が起草・立法化支援を行ってきた民法及び民事訴訟法が適切に運用されるためには、法曹人材を育成することが不可欠であることから、裁判官・検察官を養成する教育機関であるRSJPの教育を改善する支援が行われることとなった。

### (1) フェーズ1（2005年11月～2008年3月）

RSJPは、司法改革を重要課題としたカンボジア政府が2002年に設置を決定し、その後、十分な教育が実施できる体制が整わないまま、2003年に開校した。

調査団による調査が実施された上、当部の教官が短期専門家として派遣されるなどし、プロジェクトの支援内容が策定され、RSJPにおける民事分野（当時起草・立法化支援を行っていた民法及び民事訴訟法）の教育を改善するためのプロジェクトが実施されることとなった<sup>6</sup>。

同プロジェクトのフェーズ1から、当部の教官<sup>7</sup>が長期派遣専門家として現地に派遣された。それ以降現在に至るまで、当部から、継続的に長期派遣専門家として教官をカンボジアに派遣している。

フェーズ1の活動の柱は、①民法・民事訴訟法についての教育内容改善のための組織体制の構築、②教育カリキュラムの策定、③教材の整備、④教官の能力向上であった。

RSJPの校長や教官をメンバーとするワーキンググループが組織され、教育カリキュラムの策定や教材の整備等が進められたが、裁判官等の本来業務を行いながら、法制度整備プロジェクトの起草担当でもあった教官らが極めて多忙となったことから、活動に支障が生じることとなった。そこで、計画では予定されていなかった、若手人材による「教官候補生」（将来RSJPで教鞭を執る候補となる者）のワーキンググループや模擬記録作成グループを新たに組織し、教材作成や教官のサポートをする体制を組み、活動を進めるとともに若手人材の育成を行った。

教材として、民事第一審手続マニュアル<sup>8</sup>、民法レジュメ、事例演習、模擬記録等が作成され、RSJPの講義で活用された。

<sup>6</sup> 短期専門家として派遣された当部三澤あずみ教官（当時）の調査内容及び本邦での研修におけるRSJPとの協議内容等については、ICDNEWS第18号（2004年11月）「～国際研修～カンボジアにおける裁判官・検察官養成の動向とその支援」にまとめられている。

<sup>7</sup> 柴田紀子現法務省大臣官房国際課長。長期派遣専門家としての活動内容の詳細は、ICDNEWS第35号（2008年6月）、「カンボジアの法の夜明け～キムセンへの手紙」（『法律のひろば』2009年4月～2014年8月、ぎょうせい）参照。

<sup>8</sup> マニュアルのほか、当部教官が民事訴訟第一審手続における弁論準備手続や尋問等を実演したDVDも作成され、動画はJICA-NETライブラリで視聴可能である。

フェーズ1でのワーキンググループ活動や講義等を通じて、教官の民法及び民事訴訟法に関する知識・能力は更に向上し、プロジェクト開始前は両法の知識を有していなかった教官候補生は、ワーキンググループ活動やセミナー、本邦研修等を通じて、その知識・能力を飛躍的に向上させた。

(2) フェーズ2（2008年4月～2012年3月）

RSJPにおける民事分野の教育が持続的に実施されるようになることを目指し、フェーズ2においては、①組織的に学校運営（教官確保・カリキュラム策定）を行うノウハウが蓄積されること、②教材作成・改訂のノウハウが教官に蓄積されること、③民事の継続教育（現役裁判官・検察官に対する教育）が行われることを柱とする活動が行われた。

フェーズ2のいずれの活動においても、教官候補生が積極的に参加し、RSJPにおける教育体制が改善され、その活動を通じて教官候補生の育成がされた。すなわち、教官候補生も参加する教官ミーティングが組織されて組織的に学校運営をする体制が作られ、教官候補生が講義を担当するようになったり、教官候補生が主体となって模擬裁判を単独で実施できるようになったりするなど、RSJPの自立性が向上した。

また、ワーキンググループ活動等を通じて、「不動産仮差押マニュアル」、「不動産強制競売マニュアル」、「代替執行・間接強制マニュアル」、「保全類出質問集」等が作成され、本邦研修<sup>9</sup>において、フェーズ1で作成された民事第一審手続マニュアルの改訂作業が行われるなどした。

フェーズ2の期間中、現職裁判官・検察官に対する継続教育は、教官候補生を講師として活用し、2008年度及び2009年度に実施されるに至った。ただし、2010年度からはカンボジアにおける財政的制約等で実施されず、プロジェクト開始当初に予定した体制を維持する難しさも見られた。

3 カンボジア弁護士会司法支援（2001年7月～2002年7月、2002年9月～2005年8月、2007年6月～2010年6月）

日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）は、前記第2・1(1)記載のとおり、1996年からJICAによる支援の枠組みで実施された研修に講師を派遣するなどして、法務省等とともに協力を行ってきた。

2001年7月から1年間、JICAと日弁連との共同事業として、カンボジア弁護士会司法支援を実施し、民事訴訟における弁護士実務に関する現地セミナーの開催や、法律扶助制度の構築に向けた提案などが行われた。

2002年から3年間は、同様にJICAとの共同事業としてカンボジア弁護士会司法支援プロジェクトが実施され、2002年に開校した弁護士養成校の設立及び運

<sup>9</sup> 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトのフェーズ1及び2においては、当部が協力して合計10回の本邦研修が実施され、教官候補生の育成に貢献した。

営の支援、弁護士に対する教育、ジェンダーに関わる弁護士の教育等が実施された。

2007年から3年間は、JICAのプロジェクトとして、カンボジア弁護士会支援が実施され、弁護士会及び弁護士養成校の弁護士に対する民事教育改善を目標として、弁護士養成校の運営の支援、同校における教材作成や教員の育成、弁護士会による弁護士に対する教育の改善、弁護士会による民事実務改善のための体制の構築等の支援が行われた。

同プロジェクトで実施された民事実務改善ガイドブック作成の活動では、長期派遣専門家が、ワーキンググループメンバーである現地の弁護士にガイドブックの内容の前提となる民事法の基礎や要件事実等の知識を共有した上、メンバーとガイドブックを作成し、さらに、メンバー自身がガイドブックを普及するセミナーが実施された。この当時のメンバーであったイブ・ポリー弁護士及びテップ・ボパル弁護士は、後述する民法・民事訴訟法普及プロジェクトや民法・民事訴訟法運用改善プロジェクトにおいてもワーキンググループのメンバーとなっており、「Contribution of Law」という自主的な勉強会を立ち上げてカンボジアの大学生や弁護士に民法等の知識を普及する活動を行っており、プロジェクトの効果が広く波及している好例である<sup>10</sup>。

#### 4 民法・民事訴訟法普及プロジェクト（フェーズ4・2012年4月～2017年3月）

(1) 2012年から5年間、「民法・民事訴訟法普及プロジェクト」が前記第2・1の法制度整備プロジェクトの後継案件（フェーズ4）として実施された。

2012年まで実施された前フェーズの支援により、民法及び民事訴訟法が整備され、それらを適切に運用する能力を有する人材の育成が最重要課題であったことから、このプロジェクトは、司法省、王立司法学院<sup>11</sup>（Royal Academy for Judicial Professions（RAJP））、カンボジア弁護士会、カンボジア王立法律経済大学（Royal University of Law and Economics（RULE））の各4機関の中核人材が、民事法に対する理解を深めて能力を向上させ、その知識を普及することができるようになることを目指して実施された。

活動の柱は、①各4機関のメンバーのワーキンググループ活動を通じた民法・民事訴訟法の体系的な理解を促進し、それぞれ各機関において講師を担える人材を育成すること、②全4機関合同でその成果を発表・共有するワーキンググループ活動を通じて知識を共有し、講師としての能力を向上させること、③司法省の関連法令に関する照会・起草・運用対応能力の向上を支援すること、④不動産登記省令の起草及び普及の支援であった。

(2) 前記①に関する活動として、4機関ごとに組織されたワーキンググループにおい

<sup>10</sup> この活動については、ICD NEWS第76号（2018年9月）「カンボジアの司法～Contribution of Law～」参照。

<sup>11</sup> 現在は司法省の管轄下にある法律専門家を養成する機関であり、裁判官・検察官養成校、書記官養成校、執行官養成校、公証人養成校で構成される。

て、長期派遣専門家によるメンバーに対しての民法及び民事訴訟法に関する講義や、民法の教科書や民法及び民事訴訟法のQ & A集等の教材作成の支援を行うなどして、メンバーの民事法に対する理解が深められた。

それと共に、民法及び民事訴訟法に関するテーマを設定して4機関ごとにセミナーを開催し、メンバーが講師を務め、民事法の普及が行われた。

前記②の活動により、4機関合同の会合の場で各メンバーがそれぞれ発表・質疑応答を行って活発に議論をし、民事法に対する理解や解釈を共有することで、前記①の活動と併せて中核人材の能力向上に貢献した。

また、当部が協力し、メンバーの民法に対する理解を深め、実践的な運用をする能力の向上を目指して実施された本邦研修等を通じて、要件事実を意識した事件類型ごとの訴状や判決書等の書式作成が行われた<sup>12</sup>。この活動は、後述の現行プロジェクトに引き継がれることとなる。

- (3) このフェーズ4においては、前フェーズから起草支援が続けられていた民法関連の不動産登記共同省令<sup>13</sup>、法人登記省令、夫婦財産契約登記に関する省令等の起草支援を行い、発令された。

不動産登記共同省令の起草作業は、長期派遣専門家がワーキンググループのメンバーに前提知識を共有した上、メンバーが起草し、長期派遣専門家と共に1条ずつ検討する方法で進められた。

不動産登記共同省令が発令した後は、登記簿及び登記申請書の書式作成の支援や、不動産登記共同省令の普及セミナーの実施が行われた。

## 5 民法・民事訴訟法改善プロジェクト（フェーズ5・2017年4月～2022年10月終了予定<sup>14</sup>）

- (1) 法制度整備プロジェクトのフェーズ5として位置付けられる現行プロジェクトは、実務において、民法及び民事訴訟法が適切に運用されるための基盤を整備することを目指し、司法省をカウンターパートとし、①民事重要法令の起草、②各種書式例の整備及び普及、③判決公開の手続きの整備及び判決の公開という3つの活動が柱となっている。
- (2) 民事重要法令として、不動産登記規定、供託及び寄託に関する法律、執行官法、夫婦財産契約登記の手数料に関する共同省令の起草を行い、供託及び寄託に関する法律については2020年3月に、執行官法については2021年1月に、それぞれ起草を完了して司法省に引き渡し、夫婦財産契約登記の手数料に関する共同省令（司法省と経済財務省による共同省令）については、2020年9月に発令した。

<sup>12</sup> 本邦研修の実施状況の詳細は、ICD NEWS第62号（2015年3月）、同第63号（2015年6月）、同第65号（2015年12月）、同第67号（2016年6月）参照。

<sup>13</sup> 不動産登記共同省令の起草・普及支援の詳細は、ICD NEWS第59号（2014年6月）、同第60号（2014年9月）、同第64号（2015年9月）、同第65号（2015年12月）参照。

<sup>14</sup> 当初の終了予定時期は2022年3月であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響による活動の遅延を主な理由として、2022年10月まで延長された。

不動産登記規定の起草は、これまでのプロジェクトで不動産登記共同省令の起草・発令を支援してきたところ、整合性のとれた法律として整理する必要性が高いことから、現行プロジェクトにおいて起草支援がされることとなった。

毎週実施する不動産登記規定に関するワーキンググループ会合(主なメンバーは、司法省である。)や、当部も協力する現地でのワークショップ等を通じて、長期派遣専門家がカンボジア側と1条ずつ検討を進め、共同で起草作業を行っている。

起草作業は、民法学者、弁護士等の先生方や当部の教官が委員を務めるアドバイザーグループ会合で、起草中の規定やその前提となる法律上の問題点について検討した結果を踏まえて進められている。

プロジェクト開始当初は、不動産登記法の起草を予定していたが、プロジェクト開始後、国土省と司法省との協議の結果、不動産登記規定は、国土省が所管する土地法の改正法案に組み入れられる予定となり、まずは司法省において規定案の起草をして司法省案を作成し、その後で国土省との協議を実施し、最終的に起草を完了する予定であり、2021年5月現在、司法省案の起草作業が進行中である。

- (3) 書式例に関する活動については、毎週実施するワーキンググループ会合(メンバーは、裁判官、検察官、弁護士、大学教授、司法省職員である。)で、事例類型ごとに訴状、答弁書、準備書面、判決書等の書式例を作成し、順次カンボジア司法省のウェブサイト<sup>15</sup>で公開している。

また、カンボジアの全裁判官を対象とするセミナーを開催し、長期派遣専門家が講師を務め、作成した書式例やその前提となる民法及び民事訴訟法の基礎や適用の仕方について解説し、書式例の普及を行っている。

- (4) 判決書公開に関する活動については、全国の裁判所から民事判決を収集し、毎週実施するワーキンググループでその判決内容を分析した上、前記書式例に関するセミナーと同時に全裁判官を対象とするセミナーを実施し、長期派遣専門家が講師を務め、判決分析結果を共有し、誤解しやすい点や判決の改善点などについて解説している。

セミナーの対象を全裁判官とするのは、現行プロジェクトにおいて始まった試みであり、カンボジア側の要望を受けて、一部に偏ることなく全ての裁判官の能力を底上げすることを目指したもので、毎回の出席率は高く、好評を得ている。

民法及び民事訴訟法に関する十分な知識を有する人材が未だ不足しており、カンボジア側の人材が全てのセミナーの講師を担当するのは現実的ではないのが現状であるが、カンボジアの自立発展の観点から、2021年7月以降に実施する前記書式例に関するセミナー及び判決書公開に関するセミナーでは、ワーキンググループのメンバーが講師を一部担当する予定である。

<sup>15</sup> <http://www.moj.gov.kh/kh/sample-civil-documents> 2021年4月現在、事例1(貸金返還請求事件)、事例2(売買契約に基づく所有権全部移転登記手続請求事件)及び事例3(契約解除に基づく所有権移転抹消登記手続請求事件)の書式例が公開されており、離婚等請求事件等の他の事例についても今後公開される予定である。

同セミナーで扱った事例の事件類型の判決を公開の対象とするという方針の下、サブワーキンググループ会合において、公開する判決のマスキング事項や置換え用語等に関するルールを策定し、判決書のマスキング作業を実施し、公開のための作業を行っている。

2020年12月、カンボジア司法省のウェブサイト<sup>16</sup>で判決書の公開が開始され、2021年5月現在、44件の判決が公開されており、今後も順次公開される予定である。

カンボジアでは、未だ国民の司法に対する信頼が低いと言わざるを得ない状況であるが、判決が公開され、司法の透明性を確保することは、その信頼を向上させるために極めて重要な意味を持つ。また、判例研究が行われず、法理論や法学が発達しないことが、カンボジアにおいて十分に法律を理解して適切に運用することのできる法曹人材が不足していることの原因の一つであると思われるから、現行プロジェクトで判決の公開が開始されたことは、将来のカンボジアの法理論や法学の発展、法曹人材の育成にとっても、大きなインパクトを与えるものである。

- (5) 2019年2月及び2020年2月に、書式例作成及び判決書公開の活動に関する本邦研修、不動産登記規定起草の活動に関する本邦研修をそれぞれ実施したが、その後、新型コロナウイルス感染拡大により、本邦研修は実施できていない。

長期派遣専門家も一時退避を余儀なくされ、予定していたセミナー等の活動を実施できないことがあったものの、オンラインでワーキンググループ等の活動を継続し、当部からもオンラインで現地のワークショップ等の活動に参加するなどして協力している。

## 6 当部における最近の活動について

- (1) 長期派遣専門家からの提案を受けて、2020年度に、民法及び民事訴訟法の起草を担当した中心メンバーであったヒー・ソピア氏及び起草当時の長期派遣専門家であり現司法省アドバイザーの坂野一生氏らに調査を委託し、長期派遣専門家の協力の下、カンボジアの民事訴訟法起草時の議論をクメール語で記録化する取組を行った。

起草時の議論を参照することは、法の趣旨の理解や解釈のために極めて重要であるから、これまでに参照できる記録が残されていなかったカンボジアにとって、これが有用な資料となることは間違いない。

今後、民法の起草時の議論についても記録化するための調査を委託することを予定している。

- (2) 2017年度以降、当部は、日弁連がカンボジア弁護士会と協力し、現地の弁護士を対象として実施しているセミナー<sup>17</sup>において、教官が講師を務めるなどして協

<sup>16</sup> <http://www.moj.gov.kh/kh/actual-civil-judgments>

<sup>17</sup> これまで、「遺産分割」、「離婚・夫婦共有財産制」、「強制執行」、「民事保全」がテーマとなった。2019年度には

力を続けている。

- (3) 法務省法務総合研究所は、2020年1月、RAJP（王立司法学院）との間で、法・司法分野における協力を目的とする協力覚書を締結した<sup>18</sup>。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、同年3月に予定していた現地でのセミナーは延期されたが、オンライン会議システムを活用して今後の協力に向けてRAJP側との協議を継続し、現在のRAJPにおける民事教育の課題を調査するなどしている。

RAJPの傘下にある裁判官・検察官養成校（RSJP）は、本来予定されている現役の裁判官・検察官に対する継続教育が実施できていないのが現状であり、現在実施している裁判官・検察官の卵に対する新規教育においても、講義内容が統一されていないなど、多くの課題を抱えているようであり、効果的な支援の在り方を検討していきたい。

また、現在、現行JICAプロジェクトの終了後の次期プロジェクトに関して、カンボジア側と協議をしながら計画の策定が進められているところであり、裁判官等の法曹育成の課題や支援策の分析・検討について、当部のRAJPとの活動を活かし、協力していきたい。

### 第3 おわりに

これまで見てきたように、日本は、民法及び民事訴訟法等の重要法令の起草とともに、それらの法令を適切に運用する人材の育成を20年以上にわたって支援してきた。

民法及び民事訴訟法の適用から10年以上が経過した現時点においても、カンボジアの裁判官等法律家の両法に対する理解は未だ十分とは言えず、法律家の育成には、前述の裁判官・検察官養成校における教育の問題等、多くの課題が残されている。

筆者を含め、コロナ禍の昨年度以降に当部に着任した教官は、一度も現地との行き来ができず、カンボジアの空気を直接肌で感じることも、カンボジアの方々と直接会うこともできないままである。

しかし、従前と比較してオンラインでの活動が飛躍的に活発化しており、日本にしながら現地での活動に参加しやすくなるという利点もある。

例えば現地でのワーキンググループ活動等にオンラインで参加できるようになり、カンボジアのワーキンググループメンバーの議論を直接（画面越しではあるが）見聞きすることを通じて、現地で直面している課題を理解することも容易になると思われる。

パンデミックの一刻も早い収束を願いながら、積極的に現地の活動に参加し、カンボジアの方々に寄り添いながら支援に関与していきたい。

貸金返還請求事件を題材とするセミナーを実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で延期された。

<sup>18</sup> MOC締結の経緯等については、ICD NEWS第83号（2020年6月）「カンボジア王立司法学院と法務総合研究所の協力覚書締結について」参照。